

令和8年2月4日

佐世保市長 宮島 大典 様

佐世保市特別職報酬等審議会

会 長 壁谷 順之



特別職の報酬等について（答申）

先に諮問がありました、特別職の報酬等について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

1 答申

- (1) 議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長の給料月額は、据え置くことを適当と認める。
- (2) 市長及び副市長の退職手当の支給割合は、諮問のとおり改定することを適当と認める。

市 長 100分の51（現行100分の57）

副市長 100分の35（現行100分の37）

2 実施時期

- (2)については、令和8年4月1日から実施することを適当と認める。

3 改定理由

- (1) 現下の経済情勢、社会情勢及び本市の財政状況を勘案した。
- (2) 中核市及び県下主要都市の状況等を考慮した。

4 その他、委員からの意見

(1) 議員報酬、市長・副市長の給料について

- ・審議会では、各委員から、民間企業の賃上げや物価の上昇を背景に、市長、副市長の業務量、職責の重さ、議員においても、見えない苦労が多い中で、若い世代が議員になりたいと思える報酬水準とするためには、引き上げも検討すべきとの意見が多く出された。

- ・一方で、水道料金改定や、厳しい本市の財政状況を踏まえると、現時点で引き上げることは、住民の理解を得ることが困難、という結論に至った。
- ・そのため、今後も特別報酬等のあり方については、引き続き、以下の視点も踏まえつつ、検討を進めていただきたい。
 - ①市長等の給料について、住民の理解や納得感を得るためには、他都市での導入事例を踏まえ、業績連動型の制度導入も今後の課題として検討していただきたい。
 - ②議員報酬については、議員定数削減等の議会改革の進捗を踏まえて、適正な報酬水準を検討していただきたい。
- ・報酬額についての住民の理解を得るためにも、活動の状況や成果の「見える化」を進めていただきたい。

(2) 市長・副市長の退職手当について

- ・市長、副市長の退職手当については、職責を踏まえれば、引き下げる必要はないという意見も一部ではあったが、中核市等の状況等を踏まえると、引き下げもやむなし、という結論に至った。
- ・退職手当については、業績連動型制度の導入や、廃止の上、月額給料を引き上げるといった手法も考えられることから、今後も適正な退職手当のあり方について、検討を進めていただきたい。

以 上